

学卒求人申込みの注意事項（チェックリスト）

※下記の注意事項をご確認いただき、☑でチェックをお願いします。

公開求人（全国）で申込の事業所

お申込みいただいた学卒求人は、全国の高等学校から「高卒就職情報WEB提供サービス」のサイトより、求人情報の閲覧が可能となります。以下にご留意ください。

- ① 応募者が多い場合でも書類選考は行わず、必ず面接を含む選考を行うこと。
- ② 選考旅費、赴任旅費、採否決定期日など、求人票記載の条件を厳守すること。

指定校求人での申込の事業所

返戻した求人票（受理印あり）から、写しを作成し、事業所から指定した高等学校へ求人票（写）を持参もしくは送付してください。（「学校・推薦人員一覧表」「応募前職場見学実施予定表」がある場合は、その写しも必要です。）

学校訪問される場合は、事前に学校に連絡をお願いします。

書類選考だけでは、合否の決定は出来ません。必ず面接を行ってください。

（応募前職場見学は、事前選考（面接）ではありません。）

9月5日以降、学校から応募書類が届いた場合は、速やかに学校を通じて応募者（生徒）に選考日時（9月16日以降のなるべく早い日）・場所等を書面にて通知してください。

選考方法は、求人票記載の方法のみになります。二次面接を実施する場合も事前に求人票への記載が必要です（記載がない方法は実施できません）。

採否結果の通知は、学校及び生徒分各1通作成し、2通とも速やかに学校へ送付してください。不採用の場合は、応募書類についても学校へ送付してください。

採用内定人数が、求人数（募集人数）に達した場合は、速やかにハローワーク池田に「新規高等学校卒業予定者の採用（内定）状況報告書」を提出してください。

新規学校卒業者等については、特に配慮が必要であるため、当初明示した条件を変更（条件低下）すること、また、当初明示した従事すべき業務の内容等を追加することは不適切事項となります。

募集の中止や募集人員の削減は原則できません。やむを得ず当該事情が生じたこととなった場合は、経緯を聴取させていただき、書面を提出していただくこととなりますので、早急にハローワーク池田までご連絡願います。（「新規学校卒業予定者の求人・募集の手引き」P.9～11参照）

以上の項目を全て確認しました。

令和 年 月 日

事業所名

事業所番号

担当者名

連絡先